

お客様各位

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応に関するお知らせ

平素は当金庫に関しまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和5年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。  
当金庫は適格請求書発行業者としての登録を受けておりますので、登録番号およびインボイス制度への対応方法を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号について  
登録番号：T5030005012140
2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について
  - ・営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした領収証を発行いたします。
  - ・「振込依頼書」で受付したお振込みについては、お客様にお渡しする「振込依頼書」の控えをインボイスとしてご利用いただけます。
3. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について  
預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、お客さまのご依頼に基づき、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたします。
  - ・「インボイス管理票」につきましては、お客さまからお取引店の窓口にてご提出いただく「インボイス発行依頼書」により発行いたします。
  - ・都度発行による「インボイス管理票」にかかる交付手数料は、当面の間、無料としております。
  - ・口座振替の方法でお支払いいただいている手数料のうち、一部の手数料は「インボイス管理票」に掲載されませんので、お客さまのご依頼に基づき、別途、インボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を実施してまいります。
4. 投資信託のインボイス発行について  
法人のお客様については、取引ごとに自動でインボイスを発行いたします。個人（個人事業主）のお客様については、お申込みが必要となりますので、お取引店窓口へお申し出ください。
5. ATMでのお取引について  
ATMでのお取引については、手数料が3万円未満の場合、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスの発行はいたしません。したがって、ATMから出力される「ご利用明細」については、インボイス制度に対応する様式改正、ならびにインボイスの発行対応は致しかねますのでご了承ください。  
お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除を受けることが可能となります。

ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問合せください。

以上